

請求人 宛て

| | |
|---------|---------|
| 横浜市監査委員 | 酒 井 良 清 |
| 同 | 高 品 彰 |
| 同 | 前 田 一 |
| 同 | 清 水 富 雄 |
| 同 | 大 岩 真善和 |

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和7年2月21日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、「A自治会への地域活動推進費補助金の支出は、ごく一部の自治会員（自治会運営委員会）が会則改定案を提出できる権利を濫用した公序良俗違反の自治会会則改定」「により、令和3年4月以降、自治会ではなくなった単なる任意団体（自称・自治会）に対して、誤って支出した「違法若しくは不当な公金の支出」（地方自治法第242条1項）である。」「令和3年4月以降に、A自治会を名乗る団体に支出した地域活動推進費補助金の交付決定（支出負担行為）すべてを取消し、交付した地域活動推進費補助金を」「返還させる措置を、市長が講ずることを求める。」と述べています。また、「住民団体が、実態は親睦会・同好会であるのに、会則らしきもので自治会であると名乗り、地域活動推進費補助金交付要綱が定める補助対象経費になる公益的活動らしき活動をしているとして、補助金申請すると、」「地域活動推進費補助金を交付決定している支出負担行為は、」「「違法若しくは不当（不公平）な公金の支出」（地方自治法第242条1項）である。」「住民団体が自治会を名乗って交付要綱に基づく申請をすると、地域活動推進費補助金を交付する支出負担行為を防止する措置」「を市長が講ずることを求める。」と述べています。

このことから、請求人は、A自治会に対する地域活動推進費補助金の交付について、財務

（裏面あり）

会計上の行為を個別的・具体的に摘示しているものと解されます。

また、自治会を名乗る団体からの地域活動推進費補助金交付要綱に基づく申請に対して「地域活動推進費補助金を交付する支出負担行為を防止する措置」を講ずることについても主張しているものと解されます。

請求人は、「令和7年1月24日付・監監第822号の監査委員5名連名の「住民監査請求に基づく監査について（通知）」（以下「合議決定通知書」という）」に対して、「私の主張は、地方自治法第242条第1項の「（横浜市）職員について、違法若しくは不当な公金の支出があると認める」理由を具体的に適示したものである。」「私が提出した令和6年12月19日付・横浜市職員措置請求書は、地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を満たしているのに、合議決定通知書は「住民監査請求の要件を満たしていないと判断」した違法があるので、再度の住民監査請求をします。」と主張しています。

しかし、本件請求における請求人の主張は、合議決定通知書において引用した令和6年12月19日付横浜市職員措置請求書（令和6年12月23日受付）における主張と同一であり、A自治会に対する地域活動推進費補助金の交付及び地域活動推進費補助金の交付に係る支出手続等の財務会計上の行為が違法又は不当である理由を具体的に摘示したものとは認められません。

以上のことから、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。